第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）
第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）
第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第百五条―第百十五条）
第二節　登録安全管理審査機関（第百十六条―第百十八条の二）
第三節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）
第四節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）
第五章　卸電力取引所（第百三十二条の二―第百三十二条の十三）
第六章　雑則（第百三十二条の十四―第百三十八条）
附則

**第二章　電気事業**

**第一節　小売電気事業**

**第二款　業務**

（供給条件の説明等）

**第三条の十二**　法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一～七　［略］

八　燃料又は電力の取引価格の変動により当該小売供給に係る料金が変動する場合にあっては、その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無

九　［略］

第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）
第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）
第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録適合性確認機関（第百五条―第百十五条）
第二節　登録安全管理審査機関（第百十六条―第百十八条の二）
第三節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）
第四節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）
第五章　卸電力取引所（第百三十二条の二―第百三十二条の十三）
第六章　雑則（第百三十二条の十四―第百三十八条）
附則

**第二章　電気事業**

**第一節　小売電気事業**

**第二款　業務**

（供給条件の説明等）

**第三条の十二**　法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一～七　［略］

八　［略］

［新設］

十　前三号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

十一　第七号から前号までに掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容

十二～二十六　［略］

2　［略］

3　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十七号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4・5　［略］

6　第一項から前項までの説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

7～9　［略］

10　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十七号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

九　前二号に掲げるもののほか、当該小売供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

十　前三号に掲げる当該小売供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容

十一～二十五　［略］

2　［略］

3　小売電気事業者取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4・5　［略］

［新設］

6～8　［略］

9　小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十六号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。